

契約条項兼重要事項説明書**※必ずご確認ください**

ガス事業法および特定商取引に関する法律の規定に従い、ガス供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。

ガス小売事業者（契約当事者）

株式会社サイサン 登録番号：A0023 330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 お問い合わせ窓口 受付時間 24時間 電話 0120-41-3130 Eメールアドレス toshigas@saisan.co.jp ※ガス漏れ・緊急時は一般ガス導管事業者の連絡先をご案内いたします	
申込方法	インターネットまたは申込書によりお申し込みいただけます。
熱量	最低値：44MJ / 標準値：45MJ (西部ガス 熊本・長崎・佐世保地区の標準値：46MJ)
圧力	最高値：2.5kPa / 最低値：1.0kPa
燃焼性	最高燃焼速度：47 / 最低燃焼速度：35 最高ウォッパ指数：57.8 / 最低ウォッパ指数：52.7
ガスグループ	13A
契約期間	お客さまからのお申し込みを当社が承諾してから供給開始日以降1年目の日までの期間
契約メニュー	お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。
計量方法	一般ガス導管事業者設置のガスメーターにより計量
小売供給に係る料金	別紙料金表、見積書または当社ホームページの都市ガスハッピープラン料金表でご確認いただけます。
請求締日	原則検針日の属する月の翌月15日

供給開始予定日

1. 当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者（旧ガス小売事業者）との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の定例検針日（次回検針日または次回検針日）の翌日といたします。
2. 転居等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
3. 当社へのお申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

料金の支払方法及び支払期日

1. クレジットカード	クレジットカード会社から当社への支払日。ただし、クレジットカード会社から当社に料金を支払わない旨の通知があった場合は、その通知があった日
2. 口座引落し	検針日の翌々月6日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）
3. コンビニ払込票	コンビニ払込票に記載の支払期日 1 または 2 のお手続きが完了するまでの間、コンビニ払込票でお支払いいただけます。金融機関や収納代行企業によるお手続き期間中など、当社がやむをえないと判断した場合を除き、発行手数料330円（税込）をお支払いいただきます。
4. 手数料	帳票発行手数料 請求書（利用明細書）1部につき110円（税込）をお支払いいただきます。発行手数料は、該当月の翌月にご請求させていただきます。
5. その他	その他の支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。

その他商品等の契約を締結されている場合の一括支払い

お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等にもとづき当社より供給等を受ける場合、当該契約の解除に伴う清算時を除き、原則すべての料金は一括してお支払いいただきます。ただし、当社が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。

契約更新の取扱

契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからでも契約変更等の申出がない場合は、契約は使用期間満了後も1年ごとに同一条件で更新いたします。

解約・契約変更の方法

他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡頂く必要はなく、切り替え先のガス小売事業者へお申込みください。契約変更については、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お客さまからのお申出による契約の変更

料金プラン等の変更をされる場合は、原則として、お申込みをされた日以降の最初の検針日の翌日から適用します。

ガスご使用量の計算、ガス料金の算定期間、ガス料金の計算方法

ガス使用量は、一般ガス導管事業者の託送供給約款等に定める検針日における計量した使用量によるものとします。

料金の算定期間は、「1ヶ月」とし、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定します。

ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガス使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。その単位料金は都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。

供給の制限等

当社は以下の場合、お客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。

- 災害および感染症の流行等その他不可抗力による場合
- ガスの機器および設備に故障がある場合
- ガスの機器および設備に修理その他工事を実施する必要がある場合
- ガス漏れまたはガスの不完全燃焼による事故の発生の恐れがあると認めた場合
- その他法令または託送供給等に定める事由に該当する場合

導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

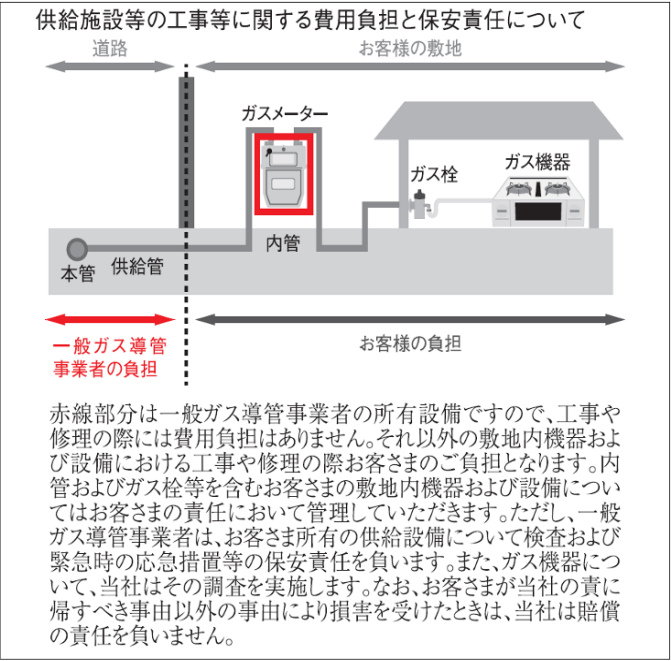
1. ガス工事をお申し込みされる場合は、当該一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款となる供給設備については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給設備について検査および緊急時の応急処置等の保安責任を負います。
2. ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
3. お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等）に要する費用をいいますは、お客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。
4. その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によりします。

導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

1. 内管およびガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給設備については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給設備について検査および緊急時の応急処置等の保安責任を負います。
2. 当社は一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
3. 当社はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
4. お客さまは、ガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
5. お客さまは、当社および一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
6. その他保安について、当社のガス小売供給約款の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

契約に関わる注意事項

1. 当社へお申し込み前にご利用されていたガス小売事業者（以下、旧事業者という）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係る支払義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間及びその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。
 - 特典およびポイントサービス
 - 割引メニューまたは割引サービス
 - 各種照会サービス
 - その他旧事業者との取引に係るサービス等
2. 当社はお客さまへガスを供給するために、当社と一般ガス導管事業者との間で託送供給約款にもとづき託送供給契約を締結いたしますが、託送供給約款に、お客さまにお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない場合は当社が契約を解除し、一般ガス導管事業者によりガスの供給を受ける他のガス小売事業者へ切り替えていただくことがあります。詳細はガス供給約款をご参照ください。（以下、重要部分抜粋）
 - 当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
 - お客さまは、当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
3. お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の15日程度前および5日程度前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。
 - お客さまが料金（この契約以外の料金を含みます）を当社の定める支払期限を超過してなお支払われない場合
 - お客さまがガス供給約款により支払を要する料金以外の債務を支払わない場合等ガス供給約款に違反した場合
 - お客さまが反社会的勢力であると判断した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
 - 託送供給約款にもとづき、一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合
4. お客さまは当社がお客さまにガスを供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般ガス導管事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、ガス小売供給約款にもとづき、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細はガス小売供給約款をご参照ください。



個人情報の取り扱いについて

お申し込みの際にご提供いただいたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給契約を締結する一般ガス導管事業者の供給区域、供給地点特定番号、託送契約高情報、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、弊社およびガス小売事業者・一般ガス導管事業者による託送供給契約または変更または解約、小売供給契約または廃止取次、供給地点に関する情報の確認、ガスの検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般ガス導管事業者の業務遂行、また、グループ会社・協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

■ クーリング・オフに関するお知らせ

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
2. この場合、①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまにはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口 E メールアドレスへ通知してください。E メールによる通知の場合は、原則翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は本書お問い合わせ窓口までご連絡ください。

郵便はがき	
☐	株式会社 埼玉県上尾市平方領々家六三九
〒	〒
都	都
市	市
ガ	ガ
ス	ス
申	申
込	込
窓	窓
口	口
行	行

●	●	●	●	●	西	申
又	右	商	販	販	暦	込
は	記	品	売	売	○	(
契	日	名	店	店	○	契
約	付		電	住	○	約
を	の		話	所	○	)
解	申		番		年	日
除	込		号		○	月
し	は				○	日
ま	撤					
す	回					
。	し					